

回覧

高めよう！ 人権意識

心のかけ橋

かも



2026年6月 発行元：加茂交流館

〒720-2417 福山市加茂町芦原491-1

TEL (084)972-5541

E-mail: kamo-krk@city.fukuyama.hiroshima.jp

FAXの方は、北部地域振興課あてに送信してください。

FAX (084) 976-8150

交流館では、みんなが交流し、つながり合うことを目的としてさまざまな講座を行っています。

キッズサマーチャレンジ

参加費無料

人権・社会教育活動事業

自然を感じてみよう
天空のふらさと広瀬の夜空

星空ウォッチング



日時：7月25日(土)19:00～20:30

※天候不良の場合は中止

場所：福山市グラウンド・ゴルフ場

(福山市加茂町北山176-5)

申込みはこちらから



★定員：70人 ☆申込みが定員を超えた場合は抽選となります
※申込みが必要です

★申込期間：7月10日(金)～7月13日(月)

抽選日：7月14日(火) ※当選の方のみ当選結果をお知らせします。

当選通知：7月15日(水) 落選された方にはご連絡いたしませんので、あらかじめご了承ください。

★実施・中止は7月25日16時頃に北部地域振興課のホームページに掲載しますので確認してください。

★必要に応じて、飲み物・虫よけを各自持参してください。

★天候によっては、十分観察できない場合もありますのでご理解ください。

★会場内はヒールのある靴では入場できません。スニーカーなどかかとのない靴でお越しください。

※参加は必ず保護者同伴でお願いします。

《主催・問合せ先》
福山市北部地域振興課(駅家町倉光37-1 北部支所内)
TEL 084-976-9460



子育て交流事業

にんじんばたけ



～フリースペース～

☆とき 7月21日(火)

10:00～11:30

☆ところ 加茂交流館

★予約は不要です ☆対象 0歳～4歳くらい

あそびに
きてね♪



地域交流事業

福山 おもちゃびょういん・かも

こわれたおもちゃを治します！

☆とき 7月25日(土)

9:30～11:00

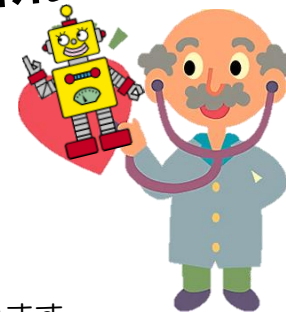
☆ところ 加茂交流館

★予約は不要です

※治療費は無料です

※診察の結果、治療できないおもちゃもあります

※部品交換など必要な場合は実費負担となります



また
あそんでね！

北部市民センター多目的ホールの呼称決定

福山市公共施設の利活用に関する民間提案制度「自由提案型」を活用し、北部市民センター多目的ホールの呼称が決まりました。よろしくお祈いします。

【呼称】 北部市民センター三島産業サツサカホール

【パートナー】 三島産業株式会社

【契約期間】 2026年(令和8年)4月1日～5年間

問い合わせ 北部市民サービス課 084-976-8800

住民票などの個人情報不正取得から守るために、第三者が申請した場合、登録者にお知らせしています。
*「登録型本人通知制度」が、福山市ホームページの「福山市電子申請サービス」から手続きしていただけます。
*スマートフォンなどをお持ちの方は、右の二次元コードを読み込むことで手続きが行えます。(対応機種のみ)



かもこうりゅうかん
加茂交流館では、

せいかつじょう しょうだん おう
生活上のさまざまな相談に応じています。

しごと しゅうしょく せいかつ がっこう ふくしせいど じんけんしんがい
仕事や就職、生活や学校、福祉制度や人権侵害など

せいかつ こま しょうだん おう
生活のなかでの困りごとの相談に応じています。



—こどもの未来へつなげるために 気付いたら 支えて 知らせて 見守って—

言い手は一瞬、受け手は一生



2016年6月3日、「ヘイトスピーチ解消法」が決められました。「〇〇人は出て行け」「祖国へ帰れ」など特定の国の出身者であることやその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

ヘイトスピーチは、直接された人だけでなく、それを見聞きした人にも、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるもので、決してあってはならないものです。

2022年、初めてヘイトスピーチに関する最高裁判決が言い渡されました。

この裁判は、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づく、ヘイトスピーチの拡散を防止するための対処や取組み、そのための市の支出は、表現の自由に制限をかけることにつながり、表現の自由を保障した憲法等に違反しているという一部の市民の訴えに対して行われました。

この裁判で最高裁判所は、「表現の自由」は重要な基本的人権の一つけれども、権利をすべての人が思い思いに主張したら、ほかのだれかの基本的人権を奪うことになってしまうかもしれない。だから自由は保障しなければならないけれど、その自由のために誰かが傷つけられたり、権利を奪われたりすることが起こらないようにするための対処を定めた大阪市の条例は憲法に違反していないし、ヘイトスピーチが起きてしまった時の対処や取組みの支出は必要だと判断しました。

最高裁判所が認めたように、憲法が保障する表現の自由を踏まえてもなお、ヘイトスピーチは、あってはなりません。

だれもが大切にされる社会について、考えてみましょう。



右の二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、加茂交流館の施設や事業・講座などを確認していただけます。

